

# 定 款

株式会社田村ビルズグループ

2014年1月6日制定  
2022年10月1日変更  
2023年4月19日変更  
2023年6月1日変更  
2024年9月9日変更  
2024年10月1日変更  
2025年3月16日変更  
2025年8月29日変更  
2025年11月17日変更  
2026年2月16日変更

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当会社は、株式会社田村ビルズグループと称し、英文では Tamura Builds Group Co., Ltd. と表示する。

### 第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 不動産の所有、賃借ならびに管理
- (2) 不動産の売買、賃貸借及びその仲介、コンサルティング及び鑑定
- (3) 不動産の販売代理業務
- (4) 住宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成・造営及び販売並びに前記事業に関するコンサルティング業務
- (5) 建築工事、土木工事、造園工事、内装仕上工事の設計、監理、施工、請負及び斡旋
- (6) 特定賃貸借契約（マスターリース契約）に基づく賃貸住宅の一括借上げおよび転貸に関する業務
- (7) 建築資材の製造、販売及び輸出入
- (8) 飲食施設、駐車場等の経営、運営管理及び運営受託
- (9) 各種車両及び建設用機械、仮設機、事務機のレンタル・リース業
- (10) 倉庫業及び自動車・貨物運送取扱業
- (11) 経営コンサルティング業務
- (12) 各種保険代理業
- (13) 一般廃棄物・産業廃棄物の収集、処理、処分、運搬業務
- (14) 不動産特定共同事業法に基づく業務
- (15) クラウドファンディング業務
- (16) ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した不動産売買情報サービス「スマーラ」及び各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理
- (17) 前各号に附帯または関連する一切の業務

2 当会社は、前項各号の事業および前項各号に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

### 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を山口県山口市に置く。

### 第4条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第5条 (機関構成)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を置く。

## 第2章 株式

**第6条（発行可能株式総数）**

当会社の発行可能株式総数は400万株とする。

**第7条（単元株式数）**

当会社の単元株式数は、100株とする。

**第8条（自己株式の取得）**

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

**第9条（単元未満株主の権利制限）**

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

**第10条（株主名簿管理人）**

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

**第11条（株式取扱規程）**

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

**第12条（基準日）**

- 1 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

**第13条（招集時期）**

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から、3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

**第14条（招集権者）**

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役社長が招集する。
- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

**第15条（株主総会の議長）**

- 1 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。
- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長になる。
- 3 取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

第16条（電子提供措置等）

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（株主総会の決議）

- 1 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（代理人による議決権の行使）

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、6名以内とする。

第20条（取締役の選任）

- 1 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

- 1 代表取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。
- 2 代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
- 3 代表取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

**第23条（取締役会の招集権者及び議長）**

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

**第24条（取締役会の招集通知）**

- 1 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

**第25条（取締役会の決議の省略）**

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

**第26条（取締役会規則）**

取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

**第27条（取締役の報酬及び退職慰労金）**

取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

**第28条（取締役の責任免除）**

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## **第5章 監査役**

**第29条（監査役の員数及び選任）**

- 1 監査役の員数は、3名以内とする。
- 2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

**第30条（監査役の任期）**

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

**第31条（監査役の報酬等）**

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第32条（監査役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計算

### 第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

### 第34条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

### 第35条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により、毎年11月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

### 第36条（剰余金の配当基準日）

- 1 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第37条（配当の除斥期間）

- 1 剰余金の配当又は中間配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。
- 2 未払の配当金には利息をつけない。

## 附則

### 第1条

第16条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生後削除する。

上記は当会社の定款に相違ありません。

2026年2月16日

山口県山口市黒川400番地1  
株式会社田村ビルズグループ  
代表取締役 田村 伊幸